

(2) 都道府県の機関 (法定雇用率2.1%)

1 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 160	人 326,448	人 1,988	人 42	人 3,950	人 1.0	人 7,968.5	人 195.5	% 2.44	機関 152	% 95.0
	(160)	(334,373)	(2,012)	(32)	(4,038)	(0.0)	(8,094.0)	(155.0)	(2.42)	(151)	(92.6)
都道府県知事部局	機関 47	人 267,644	人 1,657	人 21	人 3,220	人 1.0	人 6,555.5	人 119.5	% 2.45	機関 47	% 100.0
	(47)	(275,651)	(1,680)	(18)	(3,332)	(0.0)	(6,710.0)	(100.0)	(2.43)	(47)	(100.0)
その他の都道府県機関	113	58,804	331	21	730	0.0	1,413.0	76.0	2.40	105	92.9
	(116)	(58,722)	(332)	(14)	(706)	(0.0)	(1,384.0)	(56.0)	(2.36)	(104)	(89.7)

注：①④⑤の表と同じ

2 障害種別在职状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 計 a×2+b+c	e. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 計 a×2+b+c	e. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	7,968.5	1,984	42	3,885	7,895	189	4	0	13	21	5	52	1.0	52.5	1.5
	(8,094.0)	(2,010)	(32)	(3,995)	(8,047)	(147)	(2)	(0)	(9)	(13)	(7)	(34)	(0.0)	(34.0)	(1.0)
都道府県知事部局	6,555.5	1,653	21	3,181	6,508	113	4	0	13	21	5	26	1.0	26.5	1.5
	(6,710.0)	(1,678)	(18)	(3,308)	(6,682)	(92)	(2)	(0)	(9)	(13)	(7)	(15)	(0.0)	(15.0)	(1.0)
その他の都道府県機関	1,413.0	331	21	704	1,387	76	0	0	0	0	0	26	0.0	26.0	0.0
	(1,384.0)	(332)	(14)	(687)	(1,366)	(56)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(19)	(0.0)	(19.0)	(0.0)

注：①④⑤の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 ②÷③×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				③のうち新規雇用分
市町村の機関	機関 2,512 (2,585)	人 962,319 (968,172)	人 5,696 (5,647)	人 160 (133)	人 10,839 (10,677)	人 12.0 (16.0)	人 22,397.0 (22,112.0)	人 893.0 (758.0)	% 2.33 (2.28)	機関 2,107 (2,097)	% 83.9 (81.1)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 22,397.0 (22,112.0)	人 5,670 (5,629)	人 142 (115)	人 10,344 (10,345)	人 21,826 (21,718)	人 779 (716)	人 26 (18)	人 18 (18)	人 253 (171)	人 323 (225)	人 95 (32)	人 242 (161)	人 12.0 (16.0)	人 248.0 (169.0)	人 19.0 (10.0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 141	646,933	2,820	64	4,755	0.0	10,459.0	433.0	1.62	機関 78	55.3
	(141)	(646,285)	(2,722)	(55)	(4,540)	(0.0)	(10,039.0)	(272.0)	(1.55)	(78)	(54.2)
都道府県教育委員会	機関 47	553,373	2,374	57	3,962	0.0	8,767.0	322.0	1.58	機関 4	8.5
	(47)	(556,492)	(2,297)	(51)	(3,743)	(0.0)	(8,388.0)	(174.0)	(1.61)	(2)	(4.3)
市町村教育委員会	94	92,560	446	7	793	0.0	1,692.0	111.0	1.83	74	78.7
	(97)	(91,793)	(425)	(4)	(797)	(0.0)	(1,651.0)	(38.0)	(1.60)	(75)	(78.4)

注 ①①②の表と同じ

② 障害種別別在職状況

区分	障害者の数	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	10,459.0 (10,039.0)	2,818 (2,721)	62 (55)	4,679 (4,503)	10,377 (10,000)	408 (264)	2 (1)	2 (0)	30 (10)	36 (12)	23 (7)	46 (27)	0.0 (0.0)	46.0 (27.0)	2.0 (1.0)
都道府県教育委員会	8,767.0 (8,388.0)	2,373 (2,297)	55 (51)	3,899 (3,715)	8,700 (8,360)	301 (170)	1 (0)	2 (0)	27 (8)	31 (8)	21 (3)	36 (20)	0.0 (0.0)	36.0 (20.0)	0.0 (1.0)
市町村教育委員会	1,692.0 (1,651.0)	445 (424)	7 (4)	780 (788)	1,677 (1,640)	107 (94)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	5 (4)	2 (4)	10 (7)	0.0 (0.0)	10.0 (7.0)	2.0 (0.0)

注 ②①③の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	法人 248 (247)	人 243,297 (454,409)	人 1,326 (2,141)	人 45 (166)	人 2,298 (4,467)	人 9.0 (31.0)	人 4,999.5 (8,930.5)	人 740.5 (2,209.5)	% 2.05 (1.97)	法人 181 (150)	% 73.0 (60.7)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	100 (103)	120,365 (338,157)	689 (1,577)	17 (143)	1,324 (3,587)	7.0 (30.0)	2,722.5 (6,899.0)	351.5 (1,876.0)	2.26 (2.04)	84 (75)	84.0 (72.8)
国立大学法人等	90 (91)	103,173 (99,591)	549 (490)	26 (18)	820 (748)	2.0 (1.0)	1,945.0 (1,746.5)	347.0 (303.5)	1.89 (1.75)	58 (40)	64.4 (44.0)
地方独立行政法人等	58 (53)	19,759 (16,661)	88 (74)	2 (5)	154 (132)	0.0 (0.0)	332.0 (285.0)	42.0 (30.0)	1.68 (1.71)	39 (35)	67.2 (66.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
計	人 4,999.5 (8,930.5)	人 1,262 (2,055)	人 44 (163)	人 2,024 (3,747)	人 4,592 (8,020)	人 594 (1,701)	人 64 (86)	人 1 (3)	人 101 (331)	人 230 (506)	人 104 (311)	人 173 (389)	人 9.0 (31.0)	人 177.5 (404.5)	人 42.5 (197.5)	
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	2,722.5 (6,899.0)	674 (1,513)	16 (141)	1,171 (2,944)	2,535 (6,111)	309 (1,422)	15 (64)	1 (2)	53 (308)	84 (438)	25 (277)	100 (335)	7.0 (30.0)	103.5 (350.0)	17.5 (177.0)	
国立大学法人等	1,945.0 (1,746.5)	504 (489)	26 (18)	703 (674)	1,737 (1,830)	248 (248)	46 (21)	0 (0)	17 (25)	17 (6)	0 (0)	70 (51)	3.0 (1.5)	71.0 (51.5)	28.0 (20.0)	
地方独立行政法人等	332.0 (285.0)	84 (73)	2 (4)	150 (129)	320 (279)	37 (30)	4 (1)	0 (1)	1 (0)	9 (3)	5 (0)	3 (3)	0.0 (0.0)	3.0 (3.0)	0.0 (0.0)	

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第6号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第7号から第8号までの法人を指す。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	299,851	6,548.0	2.18	0.0	
行政機関合計	272,626	5,929.0	2.17	0.0	
内閣官房	664	15.0	2.26	0.0	
内閣法制局	71	1.0	1.41	0.0	
内閣府	2,388	51.0	2.14	0.0	
宮内庁	780	21.0	2.69	0.0	
公正取引委員会	748	16.0	2.14	0.0	
警察庁	1,631	40.0	2.45	0.0	
金融庁	1,397	30.0	2.15	0.0	
総務省	5,167	110.0	2.13	0.0	特例承認あり(注4)
法務省	31,813	684.0	2.15	0.0	
公安調査庁	1,496	40.0	2.67	0.0	
外務省	5,603	118.0	2.11	0.0	
財務省	10,858	234.0	2.16	0.0	
国税庁	54,591	1,177.0	2.16	0.0	
文部科学省	2,177	49.0	2.25	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	41,255	943.0	2.29	0.0	
社会保険庁	15,843	334.0	2.11	0.0	
農林水産省	19,847	421.0	2.12	0.0	
林野庁	4,328	92.0	2.13	0.0	
水産庁	502	11.0	2.19	0.0	
経済産業省	5,588	119.0	2.13	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,851	62.0	2.17	0.0	
国土交通省	36,003	784.0	2.18	0.0	
気象庁	4,432	94.0	2.12	0.0	
海上保安庁	90	3.0	3.33	0.0	
海難審判庁	215	5.0	2.33	0.0	
環境省	1,168	26.0	2.23	0.0	
防衛省	19,199	406.0	2.11	0.0	
人事院	661	14.0	2.12	0.0	
会計検査院	1,260	29.0	2.30	0.0	
立法機関合計	3,256	70.0	2.15	0.0	
衆議院事務局	1,231	27.0	2.19	0.0	
衆議院法制局	70	1.0	1.43	0.0	
参議院事務局	976	21.0	2.15	0.0	
参議院法制局	71	1.0	1.41	0.0	
国立国会図書館	908	20.0	2.20	0.0	
司法機関合計	23,969	549.0	2.29	0.0	
最高裁判所	1,018	24.0	2.36	0.0	
高等裁判所	1,765	43.0	2.44	0.0	
地方裁判所	16,314	369.0	2.26	0.0	
家庭裁判所	4,872	113.0	2.32	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等
総務省	消防庁
文部科学省	文化庁
経済産業省	中小企業庁 資源エネルギー庁 原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	267,644	6,555.5	2.45	0.0	
北海道	16,595	408.0	2.46	0.0	
青森県	4,354	115.0	2.64	0.0	
岩手県	4,096	91.0	2.22	0.0	
宮城県	5,211	127.0	2.44	0.0	
秋田県	3,912	83.0	2.12	0.0	
山形県	5,043	107.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,569	132.0	2.37	0.0	
茨城県	5,302	113.0	2.13	0.0	
栃木県	5,188	124.0	2.39	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	5,021	107.0	2.13	0.0	
埼玉県	8,056	235.0	2.92	0.0	
千葉県	8,783	211.0	2.40	0.0	
東京都	20,515	645.0	3.14	0.0	
神奈川県	8,599	274.0	3.19	0.0	
新潟県	6,503	141.0	2.17	0.0	
富山県	3,644	79.0	2.17	0.0	
石川県	4,118	89.0	2.16	0.0	
福井県	3,312	77.0	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	4,048	86.0	2.12	0.0	
長野県	6,218	133.0	2.14	0.0	
岐阜県	5,757	122.0	2.12	0.0	
静岡県	6,674	145.0	2.17	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	8,509	188.0	2.21	0.0	
三重県	4,597	120.0	2.61	0.0	
滋賀県	3,204	78.0	2.43	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	4,561	130.0	2.85	0.0	
大阪府	8,992	271.0	3.01	0.0	
兵庫県	8,493	196.0	2.31	0.0	
奈良県	3,891	91.0	2.34	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,799	84.0	2.21	0.0	
鳥取県	3,496	79.5	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,729	85.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	4,238	89.0	2.10	0.0	
広島県	6,508	146.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	4,830	108.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,197	68.0	2.13	0.0	
香川県	3,543	76.0	2.15	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,115	88.0	2.14	0.0	
高知県	3,712	78.0	2.10	0.0	
福岡県	7,847	249.0	3.17	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,098	72.0	2.32	0.0	
長崎県	4,809	103.0	2.14	0.0	特例認定あり(注4)
熊本県	4,863	122.0	2.51	0.0	
大分県	3,874	82.0	2.12	0.0	
宮崎県	3,789	88.0	2.32	0.0	
鹿児島県	5,193	112.0	2.16	0.0	
沖縄県	4,239	108.0	2.55	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 特例認定は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
福井県	福井県企業局				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県採用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
静岡県	静岡県企業局				
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
長崎県	長崎県病院局				
栃木県	栃木県企業局				

(3) その他の都道府県機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	58,804	1,413.0	2.40	11.0	
北海道企業局	98	4.0	4.08	0.0	
北海道議会事務局	70	2.0	2.86	0.0	
北海道監査委員事務局	50	1.0	2.00	0.0	
北海道警察本部	1,329	29.0	2.18	0.0	
青森県病院局	312	5.0	1.60	1.0	
青森県警察本部	376	10.0	2.66	0.0	
岩手県医療局	3,057	65.0	2.13	0.0	
岩手県企業局	77	1.0	1.30	0.0	
岩手県警察本部	317	6.0	1.89	0.0	
宮城県病院局	237	5.0	2.11	0.0	
宮城県企業局	68	2.0	2.94	0.0	
宮城県警察本部	512	10.0	1.95	0.0	
秋田県警察本部	378	8.0	2.12	0.0	
山形県警察本部	344	9.0	2.62	0.0	
福島県病院局	330	6.0	1.82	0.0	
福島県警察本部	467	10.0	2.14	0.0	
茨城県企業局	189	4.0	2.12	0.0	
茨城県病院局	314	6.0	1.91	0.0	
茨城県警察本部	508	12.0	2.36	0.0	
栃木県警察本部	441	11.0	2.49	0.0	
群馬県企業局	323	7.0	2.17	0.0	
群馬県病院局	366	10.0	2.73	0.0	
群馬県警察本部	609	16.0	2.63	0.0	
埼玉県企業局	426	14.0	3.29	0.0	
埼玉県病院局	688	17.0	2.47	0.0	
埼玉県議会事務局	66	2.0	3.03	0.0	
埼玉県警察本部	1,111	30.0	2.70	0.0	
千葉県企業庁	464	18.0	3.88	0.0	
千葉県水道局	995	23.0	2.31	0.0	
千葉県病院局	760	19.0	2.50	0.0	
千葉県議会事務局	58	2.0	3.45	0.0	
北千葉広域水道企業団	84	2.0	2.38	0.0	
君津広域水道企業団	67	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,651	38.0	2.30	0.0	
東京都議会議会局	143	4.0	2.80	0.0	
東京都人事委員会	66	2.0	3.03	0.0	
東京都監査事務局	92	4.0	4.35	0.0	
東京都交通局	1,997	47.0	2.35	0.0	
東京都水道局	2,789	84.0	3.01	0.0	
東京都下水道局	1,225	46.0	3.76	0.0	
警視庁	3,024	64.0	2.12	0.0	
東京消防庁	415	8.0	1.93	0.0	
神奈川県企業庁	1,028	31.0	3.02	0.0	
神奈川県病院局	1,008	22.0	2.18	0.0	
神奈川県議会議会局	76	3.0	3.95	0.0	
神奈川県警察本部	1,720	41.0	2.38	0.0	
新潟県企業局	91	1.0	1.10	0.0	
新潟県病院局	1,583	33.0	2.08	0.0	
新潟県警察本部	522	10.0	1.92	0.0	
富山県企業局	130	3.0	2.31	0.0	
富山県警察本部	313	6.0	1.92	0.0	
石川県警察本部	361	8.0	2.22	0.0	
福井県警察本部	301	7.0	2.33	0.0	
山梨県企業局	109	4.0	3.67	0.0	
山梨県警察本部	288	8.0	2.78	0.0	
長野県企業局	51	4.0	7.84	0.0	
長野県警察本部	421	10.0	2.38	0.0	
岐阜県警察本部	431	13.0	3.02	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	457	10.0	2.19	0.0	
静岡県警察本部	633	15.0	2.37	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	335	11.0	3.28	0.0	
愛知県病院事業庁	642	16.0	2.49	0.0	
名古屋港管理組合	270	5.0	1.85	0.0	
愛知県議会事務局	76	2.0	2.63	0.0	
愛知県警察本部	974	23.0	2.36	0.0	
三重県企業庁	118	4.0	3.39	0.0	
三重県病院事業庁	470	9.0	1.91	0.0	
三重県警察本部	378	10.0	2.65	0.0	
滋賀県警察本部	295	6.0	2.03	0.0	
京都府文化庁(公安企画課、建設管理課)	76	2.0	2.63	0.0	
京都府警察本部	602	17.0	2.82	0.0	
大阪府水道部	463	11.0	2.38	0.0	
大阪府議会事務局	65	1.0	1.54	0.0	
大阪府警察本部	1,825	42.0	2.30	0.0	
兵庫県議会事務局	57	1.0	1.75	0.0	
兵庫県企業庁	216	8.0	3.70	0.0	
兵庫県病院局	1,872	48.0	2.56	0.0	
兵庫県警察本部	817	21.0	2.57	0.0	
奈良県警察本部	342	10.0	2.92	0.0	
和歌山県警察本部	319	6.0	1.88	0.0	
鳥取県病院局	475	11.0	2.32	0.0	
鳥取県警察本部	292	5.0	1.71	1.0	
島根県病院局	319	10.0	3.13	0.0	
島根県警察本部	298	6.0	2.01	0.0	
岡山県企業局	110	2.0	1.82	0.0	
岡山県警察本部	499	11.0	2.20	0.0	
広島県警察本部	535	10.0	1.87	1.0	
山口県警察本部	459	11.0	2.40	0.0	
徳島県企業局	112	3.0	2.68	0.0	
徳島県病院局	334	6.0	1.80	1.0	
徳島県警察本部	295	6.0	2.03	0.0	
香川県警察本部	277	7.0	2.53	0.0	
愛媛県警察本部	407	11.0	2.70	0.0	
愛媛県公営企業管理局	725	14.0	1.93	1.0	注4①
高知県公営企業局	259	7.0	2.70	0.0	
高知県警察本部	287	7.0	2.44	0.0	
福岡県警察本部	922	18.0	1.95	1.0	
佐賀県警察本部	291	10.0	3.44	0.0	
長崎県交通局	151	5.0	3.31	0.0	
長崎県離島医療圏組合	613	12.0	1.96	0.0	
長崎県警察本部	451	10.0	2.22	0.0	
熊本県警察本部	421	8.0	1.90	0.0	
大分県企業局	105	2.0	1.90	0.0	
大分県病院局	230	4.0	1.74	0.0	
大分県警察本部	335	5.0	1.49	2.0	注4②
宮崎県企業局	82	3.0	3.66	0.0	
宮崎県病院局	399	8.0	2.01	0.0	
宮崎県警察本部	304	6.0	1.97	0.0	
鹿児島県立病院局	378	7.0	1.85	0.0	
鹿児島県警察本部	423	12.0	2.84	0.0	
沖縄県警察本部	303	7.0	2.31	0.0	
沖縄県企業局	275	9.0	3.27	0.0	
沖縄県病院事務局	810	14.0	1.73	3.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ① 愛媛県公営企業管理局においては、10月7日現在において、障害者の数15.0人、実雇用率2.07%、不足数0.0人となっている。

② 大分県警察本部においては、6月11日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.09%、不足数0.0人となっている。

(4) 都道府県教育委員会の状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	553,373	8,767.0	1.58	2,357.0	
北海道	28,798	463.0	1.61	112.0	
青森県	9,303	136.0	1.46	50.0	
岩手県	9,331	127.0	1.36	59.0	
宮城県	9,765	158.0	1.62	37.0	
秋田県	6,938	106.0	1.53	32.0	
山形県	6,855	72.0	1.05	65.0	
福島県	12,526	146.0	1.17	104.0	
茨城県	14,897	199.0	1.34	98.0	
栃木県	10,838	129.0	1.19	87.0	
群馬県	11,551	211.0	1.83	20.0	
埼玉県	26,186	381.0	1.45	142.0	
千葉県	22,851	338.0	1.48	119.0	
東京都	40,544	724.0	1.79	86.0	
神奈川県	22,950	334.0	1.46	125.0	
新潟県	11,809	153.0	1.30	83.0	
富山県	6,298	93.0	1.48	32.0	
石川県	6,446	120.0	1.86	8.0	
福井県	5,639	82.0	1.45	30.0	
山梨県	5,859	68.0	1.16	49.0	
長野県	12,033	212.0	1.76	28.0	
岐阜県	11,695	181.0	1.55	52.0	
静岡県	12,152	211.0	1.74	32.0	
愛知県	26,177	313.0	1.20	210.0	
三重県	9,708	152.0	1.57	42.0	
滋賀県	8,089	141.0	1.74	20.0	
京都府	7,773	168.0	2.16	0.0	
大阪府	24,425	539.0	2.21	0.0	
兵庫県	19,438	352.0	1.81	36.0	
奈良県	6,402	129.0	2.01	0.0	
和歌山県	6,715	147.0	2.19	0.0	
鳥取県	4,230	63.0	1.49	21.0	
島根県	5,122	79.0	1.54	23.0	
岡山県	10,854	136.0	1.25	81.0	
広島県	10,083	165.0	1.64	36.0	
山口県	8,739	117.0	1.34	57.0	
徳島県	5,350	89.0	1.66	18.0	
香川県	5,780	107.0	1.85	8.0	
愛媛県	9,275	159.0	1.71	26.0	
高知県	5,747	93.0	1.62	21.0	
福岡県	14,906	218.0	1.46	80.0	
佐賀県	5,805	92.0	1.58	24.0	
長崎県	9,413	186.0	1.98	2.0	
熊本県	9,750	176.0	1.81	19.0	
大分県	6,810	107.0	1.57	29.0	
宮崎県	7,117	119.0	1.67	23.0	
鹿児島県	10,448	150.0	1.44	58.0	
沖縄県	9,953	126.0	1.27	73.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を上回っている、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	223,538	4,667.5	2.09	385.5	
自動車検査	865	20.0	2.31	0.0	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	注4
医薬基盤研究所	163	3.0	1.84	0.0	
医薬品医療機器総合機構	565	15.0	2.65	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1,740	39.0	2.24	0.0	
沖縄科学技術研究基盤整備機構	168	0.0	0.00	3.0	
海技教育機構	203	5.0	2.46	0.0	
海上技術安全研究所	211	4.0	1.90	0.0	
海洋研究開発機構	884	21.0	2.38	0.0	
科学技術振興機構	471	11.0	2.34	0.0	
家畜改良センター	887	20.0	2.25	0.0	
環境再生保全機構	137	4.0	2.92	0.0	
教員研修センター	57	0.0	0.00	1.0	
勤労者退職金共済機構	269	5.0	1.86	0.0	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	注4
経済産業研究所	55	2.0	3.64	0.0	
原子力安全基盤機構	413	6.0	1.45	2.0	
建築研究所	118	2.0	1.69	0.0	
航海訓練所	118	2.0	1.69	0.0	
工業所有権情報・研修館	153	3.0	1.96	0.0	
航空大学校	108	2.0	1.85	0.0	
交通安全環境研究所	149	4.0	2.68	0.0	
高齢・障害者雇用支援機構	1,095	64.0	5.84	0.0	
港湾空港技術研究所	108	2.0	1.85	0.0	
国際観光振興機構	123	3.0	2.44	0.0	
国際協力機構	1,326	28.0	2.11	0.0	
国際交流基金	224	4.0	1.79	0.0	
国際農林水産業研究センター	249	5.0	2.01	0.0	
国民生活センター	117	2.0	1.71	0.0	
国立印刷局	4,771	114.0	2.39	0.0	
国立科学博物館	211	5.0	2.37	0.0	
国立環境研究所	636	14.0	2.20	0.0	
国立健康・栄養研究所	91	3.0	3.30	0.0	
国立高等専門学校機構	4,109	88.0	2.14	0.0	
国立公文書館	68	2.0	2.94	0.0	
国立国語研究所	106	3.0	2.83	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	274	10.0	3.65	0.0	
国立女性教育会館	-	-	-	-	注4
国立青少年教育振興機構	688	18.0	2.62		
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	注4
国立特別支援教育総合研究所	78	2.0	2.56	0.0	
国立美術館	220	5.0	2.27	0.0	
国立病院機構	34,362	845.5	2.46	0.0	
国立文化財機構	502	11.0	2.19	0.0	
雇用・能力開発機構	4,319	119.0	2.76	0.0	
産業技術総合研究所	4,476	65.5	1.46	27.5	
自動車事故対策機構	325	7.0	2.15	0.0	
住宅金融支援機構	983	19.0	1.93	1.0	注5①
種苗管理センター	316	7.0	2.22	0.0	
酒類総合研究所	-	-	-	-	注4
情報処理推進機構	148	2.0	1.35	1.0	
情報通信研究機構	650	13.0	2.00	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	524	9.0	1.72	2.0	注5②
森林総合研究所	1,183	23.0	1.94	1.0	
水産総合研究センター	825	17.0	2.06	0.0	
水産大学校	116	1.0	0.86	1.0	
製品評価技術基盤機構	456	9.0	1.97	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	476	11.0	2.31	0.0	
造幣局	994	24.0	2.41	0.0	

	① 法定雇用障害者の数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
大学入試センター	117	2.0	1.71	0.0	
大学評価・学位授与機構	157	4.0	2.55	0.0	
中小企業基盤整備機構	807	17.0	2.11	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	337	7.0	2.08	0.0	
通関情報処理センター	94	1.0	1.06	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,831	34.0	1.86	4.0	
電子航法研究所	58	1.0	1.72	0.0	
統計センター	875	12.0	1.37	6.0	
都市再生機構	4,024	86.0	2.14	0.0	
土木研究所	593	13.0	2.19	0.0	
日本学術振興会	113	2.0	1.77	0.0	
日本学生支援機構	457	10.0	2.19	0.0	
日本芸術文化振興会	304	6.0	1.97	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,221	97.0	2.30	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	84	2.0	2.38	0.0	
日本スポーツ振興センター	476	9.0	1.89	0.0	
日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	注4
日本貿易振興機構	973	19.0	1.95	1.0	注5③
日本貿易保険	129	2.0	1.55	0.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	注4
農業環境技術研究所	245	5.0	2.04	0.0	
農業者年金基金	84	1.0	1.19	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	2,602	61.5	2.36	0.0	
農業生物資源研究所	593	13.0	2.19	0.0	
農畜産業振興機構	226	5.0	2.21	0.0	
農林漁業信用基金	114	2.0	1.75	0.0	
農林水産消費安全技術センター	688	15.0	2.18	0.0	
福祉医療機構	269	5.0	1.86	0.0	
物質・材料研究機構	630	13.0	2.06	0.0	
平和祈念事業特別基金	80	0.0	0.00	1.0	注5④
防災科学技術研究所	200	4.0	2.00	0.0	
放射線医学総合研究所	557	6.0	1.08	5.0	
北方領土問題対策協会	-	-	-	-	注4
水資源機構	1,552	34.0	2.19	0.0	
メディア教育開発センター	104	2.0	1.92	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	注4
理化学研究所	2,983	63.0	2.11	0.0	
労働安全衛生総合研究所	136	2.0	1.47	0.0	
労働者健康福祉機構	8,422	177.0	2.10	0.0	
労働政策研究・研修機構	124	5.0	4.03	0.0	
年金積立金管理運用	77	1.0	1.30	0.0	
北海道大学	3,836	56.0	1.46	24.0	
北海道教育大学	504	12.0	2.38	0.0	
室蘭工業大学	208	4.0	1.92	0.0	
小樽商科大学	121	4.0	3.31	0.0	
帯広畜産大学	177	4.0	2.26	0.0	
旭川医科大学	864	12.0	1.39	6.0	
北見工業大学	178	1.0	0.56	2.0	
弘前大学	1,327	11.0	0.83	16.0	
岩手大学	516	14.0	2.71	0.0	
東北大学	4,463	65.0	1.46	28.0	
宮城教育大学	195	5.0	2.56	0.0	
秋田大学	1,122	20.0	1.78	3.0	注5⑤
山形大学	1,376	29.0	2.11	0.0	
福島大学	303	4.0	1.32	2.0	
茨城大学	550	12.0	2.18	0.0	
筑波大学	2,951	81.0	2.74	0.0	
宇都宮大学	400	9.0	2.25	0.0	
群馬大学	1,609	28.0	1.74	5.0	
埼玉大学	535	9.0	1.68	2.0	
千葉大学	2,089	27.0	1.29	16.0	注5⑥
東京大学	7,024	119.0	1.69	28.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
東京医科歯科大学	1,773	39.0	2.20	0.0	
東京外国語大学	251	7.0	2.79	0.0	
東京学芸大学	640	15.0	2.34	0.0	
東京農工大学	495	12.0	2.42	0.0	
東京芸術大学	317	9.0	2.84	0.0	
東京工業大学	1,451	31.0	2.14	0.0	
東京海洋大学	283	5.0	1.77	0.0	
お茶の水女子大学	339	7.0	2.06	0.0	
電気通信大学	327	6.0	1.83	0.0	
一橋大学	350	11.0	3.14	0.0	
横浜国立大学	686	20.0	2.92	0.0	
新潟大学	2,028	42.0	2.07	0.0	
長岡技術科学大学	238	9.0	3.78	0.0	
上越教育大学	194	5.0	2.58	0.0	
富山大学	1,490	19.0	1.28	12.0	
金沢大学	2,004	39.0	1.95	3.0	
福井大学	867	20.0	2.31	0.0	
山梨大学	1,193	25.0	2.10	0.0	
信州大学	1,798	34.0	1.89	3.0	注5⑦
岐阜大学	1,304	27.0	2.07	0.0	
静岡大学	805	24.0	2.98	0.0	
浜松医科大学	848	17.0	2.00	0.0	
名古屋大学	2,993	54.0	1.80	8.0	
愛知教育大学	412	10.0	2.43	0.0	
名古屋工業大学	397	3.0	0.76	5.0	
豊橋技術科学大学	271	4.0	1.48	1.0	
三重大学	1,401	15.0	1.07	14.0	
滋賀大学	253	7.0	2.77	0.0	
滋賀医科大学	861	18.0	2.09	0.0	
京都大学	4,891	96.0	1.96	6.0	注5⑧
京都教育大学	272	3.0	1.10	2.0	注5⑨
京都工芸繊維大学	331	10.0	3.02	0.0	
大阪大学	4,545	65.0	1.43	30.0	
大阪教育大学	422	8.0	1.90	0.0	
兵庫教育大学	201	7.0	3.48	0.0	
神戸大学	2,430	55.0	2.26	0.0	
奈良教育大学	166	4.0	2.41	0.0	
奈良女子大学	282	8.0	2.84	0.0	
和歌山大学	356	3.0	0.84	4.0	
鳥取大学	1,424	30.0	2.11	0.0	
島根大学	1,250	25.0	2.00	1.0	
岡山大学	2,423	21.0	0.87	29.0	
広島大学	2,446	34.0	1.39	17.0	
山口大学	1,692	29.0	1.71	6.0	
徳島大学	1,236	18.0	1.46	7.0	
鳴門教育大学	202	6.0	2.97	0.0	
香川大学	1,323	32.0	2.42	0.0	
愛媛大学	1,273	21.0	1.65	5.0	
高知大学	1,201	23.0	1.92	2.0	
福岡教育大学	293	4.0	1.37	2.0	
九州大学	4,075	56.0	1.37	29.0	
九州工業大学	454	11.0	2.42	0.0	
佐賀大学	1,314	25.0	1.90	2.0	注5⑩
長崎大学	2,042	45.0	2.20	0.0	
熊本大学	1,539	37.0	2.40	0.0	
大分大学	1,153	30.0	2.60	0.0	
宮崎大学	1,183	27.0	2.28	0.0	
鹿児島大学	1,324	29.0	2.19	0.0	
鹿屋体育大学	96	2.0	2.08	0.0	
琉球大学	1,416	30.0	2.12	0.0	
総合研究大学院大学	57	2.0	3.51	0.0	
政策研究大学院大学	78	2.0	2.56	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
北陸先端科学技術大学院大学	185	3.0	1.62	0.0	
奈良先端技術大学院大学	293	6.0	2.05	0.0	
筑波技術大学	123	19.0	15.45	0.0	
人間文化研究機構	402	9.0	2.24	0.0	
自然科学研究機構	836	18.0	2.15	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	805	22.0	2.73	0.0	
情報・システム研究機構	522	10.0	1.92	0.0	
日本司法支援センター	665	7.0	1.05	6.0	
日本私立学校振興・共済事業団	1,284	29.0	2.26	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	245	5.0	2.04	0.0	
公営企業金融公庫	79	2.0	2.53	0.0	
国民生活金融公庫	4,681	99.0	2.11	0.0	
中小企業金融公庫	2,018	51.0	2.53	0.0	
農林漁業金融公庫	902	18.0	2.00	0.0	
国際協力銀行	925	16.0	1.73	3.0	注5⑩
日本政策投資銀行	1,347	34.0	2.52	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ① 住宅金融支援機構においては、10月4日現在において、障害者の数20.0人、実雇用率2.03%、不足数0.0人となっている。
② 新エネルギー・産業技術総合開発機構においては、8月12日現在において、障害者の数11.0人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。
③ 日本貿易振興機構においては、7月7日現在において、障害者の数21.0人、実雇用率2.17%、不足数0.0人となっている。
④ 平和祈念事業特別基金においては、8月1日現在において、障害者の数1.0人、実雇用率1.22%、不足数0.0人となっている。
⑤ 秋田大学においては、11月1日現在において、障害者の数23.0人、実雇用率2.05%、不足数0.0人となっている。
⑥ 千葉大学においては、10月1日現在において、障害者の数44.0人、実雇用率2.14%、不足数0.0人となっている。
⑦ 信州大学においては、11月1日現在において、障害者の数38.0人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。
⑧ 京都大学においては、11月1日現在において、障害者の数106.0人、実雇用率2.13%、不足数0.0人となっている。
⑨ 京都教育大学においては、8月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率1.84%、不足数0.0人となっている。
⑩ 佐賀大学においては、9月1日現在において、障害者の数29.0人、実雇用率2.21%、不足数0.0人となっている。
⑪ 国際協力銀行は、10月1日より、株式会社日本政策金融公庫と独立行政法人国際協力機構にそれぞれ業務承継された。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。